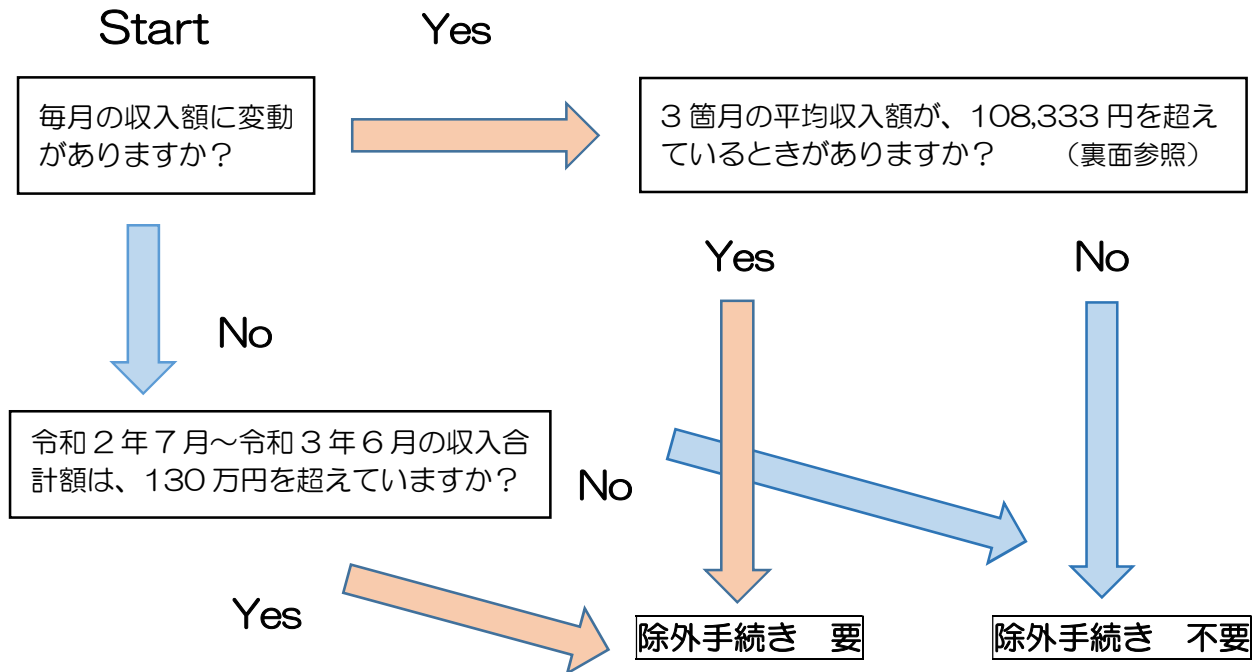


扶養親族が就労（パート、アルバイト）している方へ

扶養手当の戻入が生じないために、扶養親族の収入についてご確認ください。証明書等の提出は、必要ありません。



下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きを取ってください。

- 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額 **130万円**以上となった場合
 - 年額とは、暦年（1～12月）や会計年度（4～3月）ではなく、事由の生じたときから1年間の収入を指します。
 - 年額が130万円に満たない場合でも、次のような収入が引き続き **3箇月以上**あることが見込まれるときは、扶養親族除外の手続きをとること。
 - 給与所得等のような月単位の収入については、月額108,333円以上となった場合。
月額の収入が変動する場合は、3箇月の平均収入額による収入とは、総収入のことであり、給料のほか通勤手当等も含まれる
 - 雇用保険の受給が開始された場合は、日額3,611円以上受給することとなったとき。
- 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合
- 扶養親族が死亡した場合
- 別居等により主たる扶養者でなくなった場合
- 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

除外の手続きが遅れると、

取消認定日以降の扶養手当を一括で戻入します。

共済組合の被扶養者も除外となる場合が多く、共済組合関係の手続きも必要となります。除外になった期間は、国民健康保険に加入となり、掛け金が生じます。

ケースによっては、市町村教育長あてに「長期戻入について」という報告書を提出します

例) 事後に支給要件の喪失期間があったことが判明した場合

勤 務 月	支給額(税込)	3 箇 月 平 均
R2年 7月	130,000 円	
8月	105,000 円	
9月	110,000 円	115,000 円 (7~9月分)
10月	106,000 円	107,000 円 (8~10月分)
11月	108,000 円	108,000 円 (9~11月分)
12月	107,000 円	107,000 円 (10~12月分)
R3年 1月	85,000 円	100,000 円 (11~1月分)
2月	99,000 円	97,000 円 (12~2月分)
3月	152,000 円	112,000 円 (1~3月分)
4月	61,000 円	104,000 円 (2~4月分)
5月	60,000 円	91,000 円 (3~5月分)
6月	59,000 円	60,000 円 (4~6月分)



7~9月分の平均が 108,333 円の限度額を超えているので、積算に入っている 7 月から支給要件の喪失期間があったことが判明した時点まで除外となり、12ヶ月分の扶養手当を一括戻入しなくてはなりません。事後に支給要件の喪失期間があったことが判明した場合は、途中で限度額を超えていない期間があっても戻入の対象となります。

※ 期末・勤勉手当(ボーナス)の取り扱いについて

期末・勤勉手当がある場合は、原則として支給対象月(就業規則等により確認)で按分して計算します。

例) 12月に期末・勤勉手当が18万円支給され、支給対象月が6~11月までの6ヶ月分である場合
 $18\text{万円} \div 6\text{ヶ月} = 3\text{万円}$
 3万円を6~11月までの収入に加えて、3ヶ月平均額を算出します。

なお、共済組合の被扶養者の収入額の算出方法は、上記の計算方法とは異なり、期末・勤勉手当は支給月の収入として計算します。

諸手当について ご確認ください!!

多額の戻入が多発しています!



事例1

扶養親族としていた妻のパート収入が3ヶ月平均で月額108,333円以上となっていたが、除外の届け出をしていなかった。※年額130万円未満であっても、除外が必要

扶養手当等 5年分 約100万円 戻入

事例2

扶養親族としていた父の年金額が改定され、年額130万円を超えていたが、除外の届け出をしていなかった。

扶養手当等 3年分 約50万円 戻入



事例3

扶養親族としていた家族が就職をしたのに、除外の届け出を忘れていた。

扶養手当等 2年10月分 約50万円 戻入